

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 16 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25282224

研究課題名(和文) 子どもの権利条約の実施およびモニタリングシステムに関する総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive Study on the Implementation and Monitoring System of the Convention on the Rights of the Child

研究代表者

喜多 明人(KITA, AKITO)

早稲田大学・文学学術院・教授

研究者番号：70147932

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、子どもの権利の実現を図るために、日本およびアジアにおける子どもの権利条約の実施とモニタリングシステムを検討し、子ども問題を個別に対応するだけでなく、子どもの権利の視点から総合的に取り組んでいく法・制度や政策を明らかにしてきた。日本の自治体、韓国・モンゴル・インドネシアなどのアジア、さらに国連やユニセフにおける条約の実施とモニタリングシステムについて、訪問やヒアリング・アンケート調査等を通して法・制度、政策・施策、戦略等を分析することができた。また、教育、福祉、医療・保健、文化面など各界の専門研究者や実践者による総合的・実践的な研究に取り組んだことも成果の一つである。

研究成果の概要(英文)：This study was to examine the implementation and institutional monitoring of the Convention on the Rights of the Child in Japan and Asia, with a view to promoting the realization of children's rights. It succeeded in clarifying laws, institutions and policies that address children's issues comprehensively from the perspectives of children's rights rather than dealing with different issues separately.

we were able to analyze laws, institutions, policies, measures and strategies about the implementation and institutional monitoring of the Convention on the Rights of the Child in municipalities in Japan, in Asian countries such as South Korea, Mongolia and Indonesia as well as at the United Nations and UNICEF, through field visits, interviews and questionnaire surveys. Another achievement of this study is that professional researchers and practitioners from different fields, such as education, welfare, and health as well as culture, were involved in comprehensive and practical research.

研究分野：子ども支援学、子どもの権利

キーワード：子どもの権利 子どもの権利条約 子どもにやさしいまちづくり モニタリングシステム 子ども支援

1. 研究開始当初の背景

世界的に不況が続くなかで経済格差・貧困が拡大し、そうした最中に起きた東日本大震災や福島原発事故による被災が子どもの生活に大きな影響を与えている。子どもが抱える問題の多様化と複雑化が進む現在、被災地をはじめ国および自治体全体で今を生活している子ども自身の育ちを支援する「子どもにやさしいまち」づくりに取り組むことが求められている。

「子どもにやさしいまち」を実現するためには、子どもの権利を保護・促進する法的枠組み、総合的な政策・行動計画、子どもの状況分析、子ども影響評価、子どものための独立した権利救済・擁護活動などの要素を総合的に構築していく必要がある。現在、韓国やインドネシアをはじめ世界各国において、こうした動きは特に自治体レベルで活発化の様相を呈している。学術的には、ユニセフやCRCが中心となり、その枠組みを提示し、国内においても研究を蓄積してきている（『子どもにやさしいまちづくり』喜多明人・荒牧重人・森田明美・内田塔子編著、日本評論社、2004年）。

日本においては、2000年以降、子ども条例を制定し、子ども施策を推進している自治体が増えてきている。しかしながら、子ども支援の要素を貫徹するために必要な「子どもの意見の尊重・参加」を保障する取組や、いじめ・虐待、教職員の不適切対応などへの個別の子どもの相談・権利救済活動のみならず子どもの権利全般の視点に立ったモニタリングを実施し、制度改善や総合的な政策に反映できるような制度設計は立ち遅れている（『解説 子ども条例』荒牧重人・喜多明人・半田勝久、2012年）。

韓国においては、子ども権利条約の履行の水準を高めるための法制度の整備や子ども権利モニタリング機構の設置（韓国児童権利モニタリングセンター）など、先進的な取組が行われている。特に近年、地方自治体による「児童生徒人権条例」制定等を通じて子どもの権利を包括的に保障するための地方自治体の子ども権利モニタリングおよび教育改革・コミュニティ再生の動きも現れている。しかし、子どもの権利実現のための総合的なシステムの欠如、包括的な体罰禁止を含む子どもが受ける高い教育ストレスを減らすための教育政策の展開などについてCRCより勧告を受けている。（『子どもの権利 日韓共同研究』喜多明人・森田明美・荒牧重人他、2009年）

さらに、アジアでは、モンゴルをはじめ国家人権委員会等によるモニタリングシステムを構築し実績を上げている国や、インドネシアのように「子どもにやさしいまち」を100以上の自治体で展開している国もあり、アジアすべての国が批准している子どもの権利条約を共通のツールにして連携・協働した取組が求められている。

2. 研究の目的

2014年5月には、子ども問題に対応する国際基準である国連子ども（児童）の権利条約が日本で発効して20年となる。この機会に、虐待やいじめなど現代の子ども問題を個別的に対応するだけでなく、子どもの権利の視点から総合的に取り組んでいくことが必要である。そのためには、子どもにかかわる制度や政策等をモニタリングし、制度改善や政策立案を行うことが求められている。本研究は、国連子どもの権利委員会（CRC）やユニセフが提唱している国際基準の枠組みから、日本およびアジアにおける子どもの権利条約の実施とモニタリングシステムを検討し、子ども問題の解決に寄与する法・制度や政策を明らかにすることを目的とする。その成果は社会科学を総合する子ども学研究の確立とともに、日本とアジアにおける子どもの権利保障に貢献する。

日本における子どもの権利条約の実施と子ども条例に基づいて子ども施策を展開している自治体の取組の現状・課題を明らかにする（国/自治体レベル）

韓国における子どもの権利条約の実施と児童・生徒人権条例に基づいて教育改革を展開している地方レベルの取組の現状・課題を明らかにする（国/自治体レベル）

アジア諸国における子どもの権利条約の実施とモニタリング制度の現状（制度枠組みおよび運営実態）・課題を明らかにする（モンゴル・インドネシア・タイ・中国他）

子どもの権利条約・ユニセフの国際戦略「子どもにやさしいまち」等の国際基準に見られる、子ども支援と子どもの権利モニタリングの枠組みや視点、内容を明らかにする（国連子どもの権利委員会、社会権規約委員会、ユニセフ他）

3. 研究の方法

研究目的を達成するために、2006～2008年度および2009～2011年度の基盤研究で築くことができた国内・国外の研究協力体制を継承・発展させ、研究分担者および研究協力者を課題別に以下の4グループに分け、3年間同時並行で研究を推進するとともに、各グループ間で連携しながら研究成果を取りまとめていく。

<国内グループ> 日本における子どもの権利条約の実施とモニタリングシステム研究

<韓国グループ> 韓国における子どもの権利条約の実施とモニタリングシステム研究

<アジアグループ> アジア諸国における子どもの権利条約の実施とモニタリングシステム研究

<国際グループ> 国際社会における子どもの権利条約の実施とモニタリングシステム研究

4. 研究成果

本研究は、いじめ、虐待その他の子どもに向けられた暴力の問題の深刻化などをふまえて、子どもの権利の実現を図るために、国連・子どもの権利委員会やユニセフが提唱している国際基準の枠組みに即しつつ、日本およびアジアにおける子どもの権利条約の実施とモニタリングシステムを検討し、子ども問題を個別に対応するだけでなく、子ども問題に子どもの権利の視点から総合的に取り組んでいく法・制度や政策を明らかにすることを目的としている。

本研究では、自治体調査（ヒアリング、アンケート調査）、韓国・モンゴル・インドネシア調査、国連調査等を通じて、子どもの権利条約の実施とモニタリングシステムについて、法・制度、政策・施策、戦略等を分析することができた。

とくに日本の研究においては、子どもの権利条約が批准されて20年以上経過するなかで、子ども施策、子どもにやさしいまちづくりの現状と課題について先進的自治体に対する現地調査やヒアリング調査に加えて、全自治体に対するアンケート調査を行なった。また、とくにいじめ問題が深刻になっていることから、いじめ防止対策推進法の実施上の課題などを探ってきた。さらに、東日本大震災後の災害復興において、子どもの権利条約に基づく子どもにやさしいまちづくりを展開してきた地域の研究が進められてきた。また、韓国をはじめ、モンゴル、インドネシア、カンボジア等のアジア諸国における子どもの権利・条約の実施状況をふまえつつ、とりわけ韓国における子どもの状況と支援の課題、およびインドネシアにおける子どもにやさしいまちづくりなどについて考察を加えた。

国際的には、子どもの権利の国際基準を知る上で欠かせない国連・子どもの権利委員会一般的意見についても分析している。また、国際社会が近年本格的に取り組んでいる子どもに対する暴力防止の現状と課題についても検討している。

上記のとおり、本研究は、日本、韓国・アジア、国際機関など各領域を包摂した共同研究が行われてきたこと、また教育、福祉、医療・保健、文化面など本プロジェクトチーム各界の専門研究者、実践者による総合的・実践的な研究を進めてきたところに特徴がある。

こうした共同研究が日本および国際社会における子どもの権利条約の実現、子どもの権利保障の進展に少しでも貢献できれば幸いである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計21件)

荒牧重人、平野裕二、「子どもの権利条約が求める広報とは 42 条の意義と国連・子どもの権利委員会」、子どもの権利研究第

24号、2014、pp.19-24

喜多明人、「子どもの権利をどう知らせるか 子どもの権利バッシングの中で」、子どもの権利研究第24号、2014、pp.6-11

野村武司、半田勝久、内田塔子、「子どもの権利の認知度をどう高めるか 川崎市の取り組みを通して」、子どもの権利研究第24号、2014、pp.16-18

半田勝久、荒牧重人、喜多明人、吉永省三、「いじめ防止対策推進法の制定と実施上の課題」、子どもの権利研究第23号、2013-8 pp.4-9

荒牧重人、喜多明人、野村武司、半田勝久、吉永省三、「いじめ問題の解決に向けて10の緊急提言」、子どもの権利研究第23号、2013-8、pp.34-36

森田明美、「東日本大震災子ども支援ネットワーク結成2周年 子どもの暮らし復興への提言：子どもの権利条約に基づく子どもにやさしいまちづくりを」、子どもの権利研究第23号、2013-8、pp.80-82

荒牧重人、喜多明人、森田明美 [他]、「子どもの権利条約の20年を語る」、季刊教育法183号、2014-12、pp.6-25

喜多明人、「子どもとNPO・学校：子ども支援実践の形成と展開」、子どもの権利研究第25号、2014-08、pp.48-51

荒牧重人、「子どもの権利条約研究のこれから」、子どもの権利研究第25号、2014-08、pp.70-73

森田明美、「子どもと震災：東日本大震災からの復興」、子どもの権利研究第25号、2014-08、pp.66-69

半田勝久、「子ども条例の現状と展望」、子どもの権利研究第25号、2014-08、pp.55-58

荒牧重人、「一人ひとりを、かけがえのない存在として：「子どもの権利」を考える」げ・ん・き151号、2015-09、pp.12-22

荒牧重人、「婚外子差別撤廃およびこれに関連する人権NGOの取り組み：子どもの権利条約実現のプロセスを中心に」、国際人権：国際人権法学会報26号、2015、pp.84-89

喜多明人、「インタビュー 喜多明人委員長に聞く なぜ、第三者調査委員会なのか：裁判によらない解決の道」、季刊教育法185号、2015-06、pp.72-79

喜多明人、「子どもの権利条約の20年と子どもの学ぶ権利」、まちと暮らし研究 21号、2015-06、pp.16-22

森田明美、「子どもにやさしいまちづくりと自治体 "子ども政策"の総合的展開に求められるもの」、ガバナンス 170号、2015-06、pp.20-22、

森田明美、「社会的養護における保護支援から自立支援へ (シンポジウム報告 親が育つ、子どもが育つ：今とこれから)」、ジェンダー研究 17号、2015-02、pp.18-33、

甲斐田万智子、「高まる人身売買リスクと孤児院ビジネス：大地震後のネパールの現状」、厚生福祉 6193号、2015-10-20、pp.2-4

甲斐田万智子、「子どもの貧困・孤立問題にライツ・ベース・アプローチを」、厚生福祉 6149号、2015-04-03、pp.4-7

森田明美、「自治体課題を子どもにやさしいまちづくりへの契機にすることの重要性」子どもの権利研究第 27号、2016-02、pp.162 - 164

②内田塔子、「「子どものやさしいまちづくり」のための自治体子ども施策の評価検証 - 川崎子どもの権利委員会による施策評価の実際」子どもの権利研究第 27号、2016-02、pp.220 - 221

〔学会発表〕(計1件)

半田勝久、「子ども条例に基づく子どもの相談・救済制度の研究課題 子どもオンブズパーソン制度の研究課題に即して」日本教育制度学会第 21 回大会、2013 年 11 月 16 日、筑波大学

〔図書〕(計3件)

荒牧 重人、森田 明美、喜多 明人編、『子どもの権利 アジアと日本』、三省堂、2013 年 12 月、221 ページ

荒牧 重人、森田 明美、喜多 明人、内田塔子、半田勝久編『子どもにやさしいまちづくり』、日本評論社、2013 年 9 月、235 ページ

喜多明人、『子どもの権利 - 次世代につなぐ』、エイデル研究所、2015 年 7 月、364 ページ

甲斐田万智子、佐竹眞明、長津一史、幡谷則子、『小さな民のグローバル学 - 共生の思想と実践をもとめて』、上智大学出版、2016-01、390 ページ

〔その他〕

ホームページ

<http://npocrc.a.la9.jp/>

安 東賢、「韓国における子どもの状況と支援の課題」子どもの権利研究第 27号、2016 年

安ウンギョン、「韓国における地方教育分権下の教育改革と教育自治」、人間と教育第 88号、2015 年

レニー・ロザリン、「インドネシアにおける子どもにやさしいまちづくりと子ども参加」子どもの権利研究第 27号、2016 年

平野裕二、「国連・子どもの権利委員会一般意見の一般意見の活用方法」、子どもの権利研究第 25号、2014 年

6. 研究組織

(1)研究代表者

喜多明人 (KITA AKITO)

早稲田大学・文学学術院・教授

研究者番号：7014 7932

(2)研究分担者

荒牧重人 (ARAMAKI SIGETO)

山梨学院大学・法務研究科・教授

研究者番号：40232053

吉永 省三 (YOSHINAGA SYOUZOU)

千里金蘭大学・生活科学部・教授

研究者番号：80441137

森田 明美 (MORITA AKEMI)

東洋大学・社会学部・教授

研究者番号：70182235

松倉 聡史 (MATSUKURA TOSHIFUMI)

名寄市立大学・保健福祉学部・教授

研究者番号：00341678

半田 勝久 (HANDA KATSUHISA)

東京成徳大学・子ども学部・准教授

研究者番号：60337855

内田 塔子 (TOHKO UCHIDA)

東洋大学・ライフデザイン学部・准教授

研究者番号：80329036

甲斐田 万智子 (KAIDA MACHIKO)

文京学院大学・外国語学部・准教授

研究者番号：00350322

安部 芳絵 (ABE YOSHIE)

工学院大学基礎・教養教育部門・准教授

研究者番号：90386574

(3)研究協力者

平野裕二 (HIRANO YUZI)

ARC (Action for the Rights of Children) 代表

熊本学園大学非常勤

浜田進士(HAMADA SHNJI)
関西学院大学教育学部 元教員
子どもの人権ファシリテーター

(海外)

安 東賢(AHN DONHYON)
漢陽医科大学校・教授
金 享謨(KIM HYANGMO)
京畿大学校・教授
金 炯旭(KIM HYONGUK)
京畿道・児童生徒人権擁護官
呉 東錫(O DONNHYON)
亜洲大学校法学専門大学院教授)
朴 志允(PARK ZIYUN)
韓国・子どもの権利モニタリングセンター